

利用料金表（船橋市）※他市についてはお問い合わせください

〔訪問介護料金表—基本料金・通常時間〕

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 (注1)参照	利用者負担金		
			1割	2割	3割
身体介護 中心型	20分未満	2,178円	218円	436円	654円
	20分以上30分未満	3,262円	327円	653円	979円
	30分以上1時間未満	5,170円	517円	1,034円	1,551円
	1時間以上1時間30分未満	7,544円	755円	1,509円	2,264円
	1時間30分以上	30分増す毎に 1,105円を加算	30分増す 毎に111円	30分増す 毎に221円	30分増す 毎に332円
生活援助 中心型	20分以上45分未満	2,384円	239円	477円	716円
	45分以上	2,926円	293円	586円	878円

〔介護予防訪問型サービス料金表〕（自己負担金／月あたり）

サービス内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 (注1)参照	利用者負担金		
			1割	2割	3割
介護予防訪問 型サービスⅠ	週1回程度の利用が 必要な場合 (要支援1・要支援2)	15,327円	1,533円	3,066円	4,599円
介護予防訪問 型サービスⅡ	週2回程度の利用が 必要な場合 (要支援1・要支援2)	30,633円	3,064円	6,127円	9,190円
介護予防訪問 型サービスⅢ	Ⅱを超える利用が 必要な場合 (要支援2)	48,606円	4,861円	9,722円	14,582円

(注1)「身体介護」及び「生活援助」において、ご利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改訂されます。

<その他加算（目安）>

加算の種類	加算条件	基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者様へサービス提供 した場合(1月につき)	2,601円	261円	521円	781円

緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,300 円	130 円	260 円	390 円
生活機能向上連携加算	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成(変更)する場合(1月につき)	1,300 円	130 円	260 円	390 円
生活援助加算	身体介護から引き続き生活援助を行った場合(※1)参照	878 円	88 円	176 円	264 円

(※1)20 分から起算して 25 分ごとに加算、70 分以上を限度

※地域加算として船橋市は1 単位 10.84 円となります。

※訪問介護職員処遇改善加算（Ⅰ）13.7%・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）4.2%・

介護職員等ベースアップ等支援加算 2.4%を、訪問介護サービス総単位に対しかけた料金になります。

（上記料金表には処遇改善加算等が含まれています。）

＜自費サービス＞

家事援助（開始から 30 分）	身体援助（開始から 30 分）	通院付添（開始から 30 分）
1,000 円	1,250 円	1,000 円